

「下水道使用料の賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れ」
に関する報告について

令和4年6月9日付にて報道提供を行いました「下水道使用料の賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れ」の件について、調査等の結果がまとまりましたので、報告いたします。

記

1. 報告件名

下水道使用料の賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れに関する報告について

2. 報告内容

別紙「下水道使用料の賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れに関する報告書」のとおり

河内長野市長より

下水道利用者の皆さま、市民の皆さまにはこの度の本市下水道事業における下水道使用料および下水道受益者負担金が請求できなくなった件について、ご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

多くの事案が過去の、二、三十年前のことといえども、不適切な事務を長期間に渡り改善できなかったことは、法令の根拠を職務に反映させるという法令遵守意識が、当時の職員、個人個人に徹底されていなかったもので、非常に遺憾なものでございます。

今後は、市長である私が、全職員の先頭に立って、下水道事業のみならず、市政全般において、全庁での法令遵守、コンプライアンスの推進に、改めて全力を挙げて取り組み、市民の皆さまの信頼を回復することが私の責任であると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

河内長野市長 島田 智明

【問い合わせ】

下水道使用料について

河内長野市上下水道部経営総務課（電話：0721-53-1111）

下水道事業受益者負担金について

河内長野市上下水道部下水道課（電話：0721-53-1111）